

○湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱

平成28年 3 月11日

告示第20号

改正 平成29年 3 月31日告示第57号

令和 2 年 3 月31日告示第46号

令和 3 年 6 月29日告示第97号

令和 5 年 3 月30日告示第75号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、湯沢市空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）に情報提供された空き家を利用して移住しようとする者に対し、当該空き家に係る改修経費の一部を補助することにより、市内における空き家の利活用による人口拡大と移住・定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この告示における用語の意義は、湯沢市空き家バンク事業実施要綱（令和 5 年湯沢市告示第74号）において使用する用語の例による。

2 この告示において移住者とは、市外に 1 年以上居住した後、本市に転入し 1 年に満たない者又は転入する予定の者をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家バンクに情報提供された空き家を購入し改修工事を行う移住者
- (2) 空き家バンクに情報提供された空き家を賃借し改修工事を行う移住者
- (3) 移住者に賃貸するため、空き家バンクに情報提供した空き家の改修工事を行う所有者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者となしない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）

に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等の関わりを持つ者

- (2) 所有者又はその配偶者の法定相続人となる者
 - (3) 市町村税に滞納がある者
 - (4) 所属企業等の業務命令に基づく一時的な転勤等により移住する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
- (補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家バンクに情報提供された空き家であること。
- (2) 売買契約若しくは賃貸借契約が成立し、又は売買契約若しくは賃貸借契約の締結予定がある空き家であること。
- (3) この告示による補助金を過去に受けていない空き家であること（当該補助の対象となった部分に限る。）。

(補助対象工事等)

第6条 補助金の交付の対象となる改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家に居住するために必要となる改修工事であって、次のいずれかに該当する工事であること。

ア 居住するための改修工事

イ 屋根、雨どい、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事

ウ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

エ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

オ 電気、ガス等の設備工事

カ トイレ、風呂、台所の改修等の給排水工事

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- (2) 工事に要する費用が20万円以上であること。
- (3) 湯沢市小規模修繕等契約希望者登録要領（平成17年湯沢市告示第97号）第6条第1項の規定による小規模修繕等契約登録名簿に登録された業者又は湯沢市建設工事等入札参加者資格審査要綱（平成18年湯沢市告示第85号）第5条第1項の規定による建設工事等入札参加有資格者名簿（市内業者）に登録された

業者が施工する工事であること。

(4) 補助対象者が行う工事であって当該年度内に着工及び完了し、かつ、指定した期日までに第14条に規定する完了実績報告書を提出できるものであること。

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他遵守すべき関係法令に基づき適正に行われた工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事

(2) 物置、車庫等の附属設備の修繕、設置工事等

(3) 国及び県からの補助を受けて行った工事（当該補助の対象となった部分に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事
（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象工事の費用に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、別表に掲げる額を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（契約予定の場合は、契約予定証明書（様式第3号））

(2) 住民票の写し（申請者本人分）

(3) 工事請負契約書又は請書の写し

(4) 工事内訳明細書の写し

(5) 改修前の写真

(6) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し

(7) 市町村税を滞納していないことが確認できる書類

(8) 当該空き家に入居する移住者の世帯の状況が確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第4号）又は空き家改修事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (2) 補助金の交付申請その他の必要な事項について確認又は検査を求められたときは、これに協力すること。
- (3) 補助金の交付の決定後5年を経ずに当該補助金に係る補助対象住宅に移住者が居住しなくなったときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(補助対象工事の着手)

第11条 申請者は、第9条の規定による交付の決定を受ける前に、補助対象工事に着手してはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(申請内容の変更)

第12条 第9条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条の申請の内容を変更しようとするときは、速やかに空き家改修事業補助金交付変更申請書（様式第6号）に当該内容を確認することができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 第9条及び第10条の規定は、前項の場合について準用する。

(補助対象工事の中止又は廃止)

第13条 交付決定者は、補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに空き家改修事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(完了実績報告)

第14条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、空き家改修事業補助金完了実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (2) 当該空き家に入居後の住民票の写し（世帯全員）
- (3) 改修中及び改修後の写真
- (4) 確認済証の交付を受けた場合は、建築基準法第7条又は同法第7条の2の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (5) 建物の登記簿謄本（第4条第1項第1号に該当する補助対象者）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の報告があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家改修事業補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の通知を受けた交付決定者は、空き家改修事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、第14条の報告を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象住宅及び補助対象工事が要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を交付決定者に対して求めることができる。

2 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付に係る条件に従わなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

2 前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、空き家改修事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の一部又は全部の返還を求めるときは、空き家改修事業補助金返還命令書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第21条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和8年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成29年3月31日告示第57号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成32年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和2年3月31日告示第46号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 29 日 告示第 97 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、改正前の告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日 告示第 75 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

補助対象者	補助率	上限額	
		補助金の交付を申請する日において、移住者世帯に中学生以下の子どもがいる場合	
第 4 条第 1 項第 1 号に規定する者	補助対象工事の費用を合計した額	1, 000, 000 円	1, 200, 000 円
第 4 条第 1 項第 2 号及び 3 号に規定する者	（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 1 / 2	500, 000 円	600, 000 円

様式第 1 号（第 8 条関係）

（表）

空き家改修事業補助金交付申請書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱に係る補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請を取り下げを誓約します。

1	区 分	1. 購入 2. 賃貸借	物件の登録番号	
	住宅の所在地			
	売買契約又は賃貸借契約日	年 月 日	住宅への居住日 (予定日)	年 月 日
2	工 事 内 容			
	工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
3	工事費の内訳	A. 全体工事費		
		B. 補助対象外経費	円	
		C. 補助対象経費	円	
4	補助申請額	C × 1/2 (1,000円未満切り捨て)		円

(裏)

5	施 工 業 者	業 者 名	
		所 在 地	
		担 当 者 名	
		電 話 番 号	

※空き家の賃貸借による改修等の場合は、下記の同意書に記入してください。

【同意事項】

本件にかかる改修等の工事については、上記のとおり実施することに同意します。

空き家の所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
空き家の借受人 (予 定)	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

様式第2号（第8条関係）

（第4条第1項第1号、第2号用）

誓約書兼同意書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

私及び同居人は、湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱に規定する以下の要件の全てを満たすものであることを誓約します。

なお、当該補助金の申請から補助金の交付までの間に、要綱に定める必要な事項について、市が調査することに同意します。

また、この誓約に違反したときは、市長から返還の指示があった際、受領した補助金を返還します。

- 1 第10条に定める交付の決定後から引き続き5年以上にわたり、補助金の対象となった住宅に居住する。
- 2 世帯員全員が暴力団（湯沢市暴力団排除条例（平成24年湯沢市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）に加入していない。
- 3 世帯員全員が暴力団員（湯沢市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）ではない。
- 4 世帯員全員が暴力団又は暴力団員と密接な関係にない。
- 5 市外に居住し1年以上又は市内に転居して1年未満である。
- 6 市町村税を滞納していない。
- 7 空き家の所有者又は配偶者の法定相続人ではない。

様式第2号（第8条関係）
（第4条第1項第3号用）

誓約書兼同意書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

私及び同居人は、湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱に規定する以下の要件の全てを満たすものであることを誓約します。

なお、当該補助金の申請から補助金の交付までの間に、要綱に定める必要な事項について、市が調査することに同意します。

また、この誓約に違反したときは、市長から返還の指示があった際、受領した補助金を返還します。

- 1 世帯員全員が暴力団（湯沢市暴力団排除条例（平成24年湯沢市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）に加入していない。
- 2 世帯員全員が暴力団員（湯沢市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）ではない。
- 3 世帯員全員が暴力団又は暴力団員と密接な関係にない。
- 4 市町村税を滞納していない。
- 5 空き家の賃借者又はその配偶者の法定相続人ではない。

様式第3号（第8条関係）

契約予定証明書

湯沢市長 様

私たちは、下記住宅について売買契約・賃貸借を締結することを予定しています。

1. 対 象 住 宅 住宅の所在地

物件登録番号

2. 契約締結予定日 年 月 日

年 月 日

（所有者）住 所

氏 名

（入居予定者）住 所

氏 名

様式第4号（第9条関係）

空き家改修事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

湯沢市長

年 月 日付で交付申請のあった湯沢市空き家改修事業補助金について、次のとおり決定したので湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

1 交付決定額 円

2 特記事項（条件等）

様式第 5 号（第 9 条関係）

空き家改修事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

湯沢市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった湯沢市空き家改修事業補助金について、
不交付としたので湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、
通知します。

1 不交付の理由

様式第 6 号（第12条関係）

空き家改修事業補助金交付変更申請書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた湯沢市空き家改修事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したので、湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱第12条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請を取り下げを誓約します。

		変更前	変更後
工事費の内訳	A．全体工事費	円	円
	B．補助対象外工事費	円	円
	C．補助対象工事費	円	円
補助申請額	$C \times 1 / 2$ （1,000円未満切り捨て）	円	円
変更内容及び 変 更 理 由			

様式第7号（第13条関係）

空き家改修事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた湯沢市空き家改修事業補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき申請します。

1. 補助事業の名称 湯沢市空き家改修事業補助金
2. 対象住宅の住所 湯沢市
3. 中止（廃止）理由

様式第 8 号（第14条関係）

空き家改修事業補助金完了実績報告書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり補助対象工事が完了したので、湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき報告します。
なお、この報告書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

1	補助金交付決定通知	年 月 日付け第 号		
2	工 事 内 容			
3	工 事 期 間	着工年月日	年 月 日	
		完成年月日	年 月 日	
4	工 事 費 の 内 訳	A. 全体工事費		円
		B. 補助対象外工事費		円
		C. 補助対象工事費		円
5	補 助 申 請 額	C × 1 / 2 (1,000円未満切り捨て)		円

様式第9号（第15条関係）

空き家改修事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

湯沢市長

年 月 日付けで完了実績報告のあった湯沢市空き家改修事業補助金について、次のとおり確定したので、湯沢市空き家改修事業補助金要綱第15条の規定により、通知します。

1 補助金確定額 円

2 特記事項

備考 本通知受領後、速やかに市長に請求書を提出してください。

様式第10号（第16条関係）

空き家改修事業補助金交付請求書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号により額の確定を受けた湯沢市空き家改修事業補助金について、湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 _____ 円

2 振込先金融機関

払 込 先 金 融 機 関 名	銀行 ・ 金庫 ・ 農協 支店 ・ 支所	
預 金 口 座 番 号	普通 ・ 当座	No.
口 座 名 義 人	(フリガナ)	

※ 申請者本人名義の口座に限ります。

様式第11号（第19条関係）

空き家改修事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

湯沢市長 印

年 月 日付け第 号で交付決定した湯沢市空き家改修事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、通知します。

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付決定取消額 | 円 |
| 3 取消理由 | |

様式第12号（第20条関係）

空き家改修事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

湯沢市長 印

年 月 日付け第 号で交付決定を取り消した湯沢市空き家改修事業補助金について、湯沢市空き家改修事業補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、次のとおり返還を命ずる。

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法

様式第 1 号（第 8 条関係）

様式第 2 号（第 8 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第12条関係）

様式第 7 号（第13条関係）

様式第 8 号（第14条関係）

様式第 9 号（第15条関係）

様式第10号（第16条関係）

様式第11号（第19条関係）

様式第12号（第20条関係）